

榛東村いじめ防止基本方針

令和6年4月

榛東村



目 次

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの禁止
- 4 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え
- 5 基本理念

II いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめ防止等のために村や村教育委員会が学校を支援する施策
- 2 いじめ防止等のために学校が実施する施策
- 3 重大事態への対処

III その他いじめ防止等のための取組に関する事項

- 1 村の基本方針の検証・見直し

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 策定の目的

榛東村（以下「村」という。）におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、村、村立小中学校（以下「学校」という。）、家庭、地域及び関係機関の連携のもと、実効性あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、村におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、「榛東村いじめ防止基本方針」（以下「村の基本方針」という。）を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

なお、起こった場所は学校の内外を問わず、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

3 いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

4 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- （1）いじめ防止等の対策により、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにする。
- （2）いじめ防止等の対策においては、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- （3）いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、村、学校、地域、家庭その他の関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

5 基本理念

(1) いじめに対する基本認識

すべての児童生徒と大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童生徒にも起こり得る」という認識をもつ。

- ① いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- ② いじめられている児童生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめる児童生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

(2) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。特に、学校として配慮の必要な児童生徒については、日常的に該当児童生徒の特性や背景を踏まえた適切な支援を行う。
- ② 児童生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団をつくる。
- ③ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して改善充実を図る。
- ④ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(3) 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ① 児童生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- ② 児童生徒の行動を注視する。(チェックリスト等)
- ③ 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- ④ 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

(4) 解消に向けて

いじめが発生した際には、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- ① いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校の組織的な対応につなげることとし、学級担任等が一人で抱え込むことのないようにする。また、事実を客観的に記録し、確実に情報を整理する。

- ③ 校長はいじめの事実に基づき、加害・被害の児童生徒や保護者への説明責任を果たすとともに、いじめ解決へ向けて努力していく。
- ④ いじめる児童生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせるとともに、加害者の成長支援の観点から指導を行う。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察に相談して協力を求める。
- ⑥ 単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３ヶ月間）継続し、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消とする。また、いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

１ いじめ防止等のために村や村教育委員会が学校を支援する施策

（１）関係機関との連携

- ① いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるように、学校、家庭、地域及びその他関係機関の連携を図るために必要な相互の連絡調整を行う。
- ② 学校に対して、法及び村の基本方針の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策について必要な情報提供及び学校相互間の連携協力の要請を行う。

（２）いじめの早期発見・対応のための措置

- ① 児童生徒や保護者等の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制をつくる。
- ② 学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な支援及び指導助言を行う。

（３）教職員の資質の向上

- ① 教職員に対し、いじめ防止に関する資質能力の向上に必要な研修等を実施する。

（４）学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

- ① 学校のいじめに対する取組状況を点検するとともに、「いじめ問題対策マニュアル」を作成し、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を促す。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、早期発見、解消に向けた組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組むよう、学校に対して必要な支援及び指導助言を行う。

（５）児童生徒の自主的な取組支援

- ① 学級活動や児童会活動・生徒会活動において、児童生徒が自主的・自発的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるように学校に対して指導助言する。また、

いじめ防止子ども会議等の取組を支援する。

(6) 情報モラル教育の推進

- ① ネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る重大な人権侵害であることを児童生徒に理解させるため、教職員の携帯・インターネット問題に関する研修への参加を促進し、学校における情報モラルに係る指導の充実及び改善に努める。
- ② 学校や家庭、地域に向けた携帯・インターネット問題についての啓発を行い、安全な使用方法について協力を要請する。

(7) 道徳教育及び人権（同和）教育の推進

- ① 道徳教育及び人権（同和）教育の推進を通して、児童生徒によりよく生きるための基盤となる道徳性やいじめを許さない人権感覚を育成するように学校に対して指導助言する。

(8) 教職員が児童生徒と向き合う時間の確保

- ① 教職員が児童生徒と向き合い、いじめ防止等に取り組む時間を確保するため、校務支援システムによる業務の効率化を図れるようにする。

(9) 学校、家庭及び地域が連携した見守り・活動の場づくり

- ① 学校、家庭及び地域において、児童生徒が安心して過ごすことができるように、挨拶や見守り活動の推進を行う。
- ② 地域における行事・活動及び団体やサークルにおけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるように、児童生徒が主体的に参加及び活躍できる環境づくりを促進する。
- ③ 青少年問題協議会を開催し、健全育成団体等との連携を推進する。

(10) 啓発活動の推進

- ① 家庭や地域に対して、いじめ防止の重要性について啓発活動を行う。
- ② 家庭や地域に対して、いじめに係る相談窓口について周知を行う。

(11) いじめに対する措置

- ① 村が法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告に係る事案について必要な調査を行う。
- ② 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、いじめを行った児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

2 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 学校は、国の基本方針又は群馬県いじめ防止基本方針や村の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針を策定する(法第13条)。
- ② 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるよう努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織及びいじめへの対応

- ① 学校は、教職員、心理、福祉等の専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する(法第22条)。
- ② 学校は、「いじめ問題対策マニュアル」に基づき、当該組織を中核として、いじめの未然防止、早期発見、解決等に向けての取組を行う。
- ③ 学校は、法第23条第1項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を村に報告する(法第23条第2項)。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは(法第28条第1項)

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 教育委員会又は学校による調査等

- ① 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに村長に報告する(法第30条第1項)。
- ② 教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、速やかにいじめを調査するための組織を設け、事実関係を明確にするための公平・中立な調査を実施する(法第28条第1項)。
- ③ 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ④ 教育委員会は、学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う(法第28条第3項)。
- ⑤ 教育委員会又は学校は、法第28条第1項の規定による調査の結果について、村長に報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受

けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

(3) 重大事態の報告を受けた村長の再調査等

- ① 村長は、法第28条第1項の規定により教育委員会又は学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行う(法第30条第2項)。
- ② 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ③ 村長は、教育委員会又は学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する(法第30条第3項)。
- ④ 村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる(法第30条第5項)。

(4) 心のケアの実施

- ① 自殺事案が発生した場合、当該学校に県のスクールカウンセラースーパーバイザーやこころの緊急支援チーム等を派遣して、児童生徒や保護者等の心のケアを行う。

Ⅲ その他いじめ防止等のための取組に関する事項

1 村の基本方針の検証・見直し

村は、村の基本方針に定めるいじめ防止等の取組の検証を随時行い、その都度、改善に努める。